

一般競争入札の実施について（公募）

一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院の業務委託について、一般競争入札を行います。詳細にあつては、下記をご確認ください。

令和6年12月23日

一般財団法人新潟県地域医療推進機構
魚沼基幹病院 病院長 鈴木 榮一

1 入札の概要

入札件名	一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院 患者給食業務委託
契約方法	一般競争入札
契約種別	単価契約
入札方式	紙入札
入札金額の記載方法	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（36ヶ月）の 合計金額
質問書の提出期限	令和7年1月10日（金）正午まで
提出書類の期限	令和7年1月17日（金）正午まで
入札、開札の日時及び場所	令和7年1月24日（金）午前11時00分 魚沼基幹病院 小会議室2（病院棟3階）
仕様	「一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院 患者給食 業務委託 仕様書」のとおり
契約期間	令和7年4月1日 から 令和10年3月31日 まで ※契約に当たっては、年度末に開催される一般財団法人新潟県地域 医療推進機構（以下「財団」という。）臨時評議員会において、次 年度の収支予算が承認されることが条件となる停止条件付き契約 となる点に留意すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 新潟県から指名停止措置を現に受けていない者であること。
- （3） 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 業務上の事故（対人及び対物）により、病院又は第三者に損害を与えた場合の損害賠償を目的とする保険に加入している、若しくは業務開始までに加入する見込みのある者であること。
- (6) 本社、支社、支店、営業所を新潟県内に有していること。
- (7) 一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院 患者給食業務委託仕様書で定める内容に基づき業務を遂行することができる者であること。
- (8) 新潟県内の 300 床以上の病院における患者給食業務委託について、献立作成、食材発注、調理加工、盛付、配膳、下膳、食器洗浄の各業務について、3 年以上継続して行った実績を有する者であること。
- (9) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 14 の各号に定める基準を満たし、かつ医療関連サービスマーク（院内調理患者患者等給食）の認定を受けている者であること。
- (10) 本業務が滞ることがないように、公益社団法人日本メディカル給食協会の代行保証制度に加入している者、又は自社系列以外で代行保証の体制を保証できる者であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) 本案件の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は次の書類を作成し、令和 7 年 1 月 17 日（金）の正午までに持参又は郵送により後記 11 に提出すること。
なお、一旦提出した書類等を変更することはできない。

【提出書類】

- ア 入札参加申込書（別紙 様式 2） 1 部
- イ 暴力団等の排除に関する誓約書（別紙 様式 3） 1 部
- ウ 契約実績調書（別紙 様式 6） 1 部
- エ 上記 2（5）で定める損害賠償の体制を確認できる書類（写し） 1 部
- オ 医療関連サービスマーク認定証（写し） 1 部
- カ 上記 2（10）で定める代行保証の体制を確認できる書類（写し） 1 部
- (2) 入札参加希望者は、上記(1)の書類等について、入札日前日までの間に財団から説明を求められた場合は、それに応ずるものとする。
- (3) 財団は、提出書類に基づき審査を行い、仕様の可否及び入札参加の可否を決定するので、入札参加希望者は、令和 7 年 1 月 20 日（月）以降、審査結果を後記 11 に問い合わせること。

なお、審査の結果、不適合となった場合、当該仕様で入札に参加することができない。

4 入札及び開札の方法

- (1) 入札書は「別紙様式 4」を用いることとする。
なお、代理人が入札に参加する場合は、委任状（別紙様式 5）を提出の上、入札書に代理人の職氏名を記入し、委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。（代表者の氏名、押印は不要。）

- (2) 入札書は、封筒に入れ密封の上、封筒の表書きとして「入札者の商号又は名称」、前記1の「入札、開札の日時」及び「入札件名」を記入し、提出すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (4) 入札者は、一旦提出した入札書の書き換え、又は撤回をすることができない。
- (5) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格での入札がないときは、再入札を行うものとする。

なお、後記5の各号のいずれかに該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (6) 再入札は1回とし、落札者のない場合は、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記入した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

5 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とし、入札の効力は、入札執行職員が決定する。
この場合、当該入札者はその決定に対し異議を申し立てることはできない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札
- (2) 入札書の記入事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (3) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (4) 脅迫その他不正な行為によってした入札
- (5) 再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記入した入札
- (6) 入札者が不当に価格のせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められるときは、全部の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者はくじ引きを辞退できないものとし、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

なお、代わってくじを引く者は、財団職員とする。

7 契約書作成の要否 要（電子契約）

8 契約条項 別添「患者給食業務 委託契約書（案）」による。

9 契約保証金
免除する。

10 支払条件
財団の確認を受けて算出し、適正な請求書に基づいて支払う。

11 問い合わせ（提出）先
〒949-7302 新潟県南魚沼市浦佐 4132 番地
一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院
事務部 総務課 施設用度係
電話番号 025-777-3200（代）
メール ukb-shisetsu@ncmi.or.jp